

環境影響評価対象事業（豊中市環境の保全等の推進に関する条例第2条第10号、同規則第4条）

	事業の種類	事業の要件
1	道路の新設及び改築の事業	<p>(1) 道路の新設の事業</p> <p>ア 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路（以下「道路」という。）の新設の事業（車線の数が4以上であり、かつ、長さが1km以上である道路を設けるものに限る。）</p> <p>イ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する自動車道（以下「自動車道」という。）の新設の事業（車線の数4以上であり、かつ、長さが1km以上である自動車道を設けるものに限る。）</p> <p>(2) 道路の改築の事業</p> <p>ア 道路の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの（車線の数増加に係る部分（改築後の車線の数4以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数4以上であるものに限る。）の長さの合計が1km以上であるものに限る。）</p> <p>イ 自動車道の改築の事業であって、道の区域を変更して車線の数を増加させ、又は新たに道を設けるもの（車線の数増加に係る部分（改築後の車線の数4以上であるものに限る。）及び変更後の道の区域において新たに設けられる道の部分（車線の数4以上であるものに限る。）の長さの合計が1km以上であるものに限る。）</p>
2	鉄道及び軌道の建設及び改良の事業	<p>(1) 鉄道及び軌道の建設の事業</p> <p>ア 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道（案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道並びに新幹線鉄道及び新幹線鉄道規格新線を除く。以下「普通鉄道」という。）の建設の事業</p> <p>イ 軌道法（大正10年法律第76号）による新設軌道（普通鉄道の構造と同様の構造を有するものに限る。以下「新設軌道」という。）の建設の</p>

	事業の種類	事業の要件
		<p>事業</p> <p>(2) 鉄道及び軌道の改良の事業</p> <p>ア 普通鉄道に係る鉄道施設の改良（本線路の増設（1の停車場に係るものを除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。）の事業</p> <p>イ 新設軌道に係る線路の改良（本線路の増設（1の停車場に係るものを除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。）の事業</p>
3	土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業	施行区域の面積が1ha以上のもの
4	都市再開発法第2条第1号に規定する市街地再開発事業	施行区域の面積が1ha以上のもの
5	都市計画法第29条第1項の許可を受けて行う開発行為の事業	開発区域の面積が1ha以上のもの
6	宅地造成等規制法第8条第1項の許可を受けて行う宅地造成の事業	土地の面積が1ha以上のもの
7	建築物の新築又は増改築の事業	<p>(1) 建築物の新築の事業</p> <p>ア 大規模小売店舗（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。以下同じ。）の新築の事業 当該建築物の敷地面積が1ha以上のもの</p> <p>イ 特定工場（工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項に規定する特定工場をいう。以下同じ。）の新築の事業 当該建築物の敷地面積が1ha以上であり、かつ、当該建築物の建築面積が3,000㎡以上のもの</p> <p>ウ ア及びイに掲げる建築物以外の建築物の新築の事業 当該建築物の敷地面積が1ha以上であり、かつ、当該建築物の延べ面積が12,000㎡以上のもの</p> <p>(2) 建築物の増改築の事業</p> <p>ア 大規模小売店舗の増改築の事業 当該建築物の増改築後の敷地面積が1ha以上</p>

	事業の種類	事業の要件
		<p>のものであり、かつ、当該建築物の増改築後の延べ面積が平成 18 年 3 月 1 日における当該建築物の延べ面積の 1.2 倍以上となるもの(当該建築物の増改築部分の延べ面積が同日における当該建築物の延べ面積の 2 割以上のものに限る。)</p> <p>イ 特定工場の増改築の事業          当該建築物の増改築後の敷地面積が 1ha 以上のものであり、かつ、当該建築物の増改築後の延べ面積が平成 18 年 3 月 1 日における当該建築物の延べ面積の 1.2 倍以上となるもの(当該建築物の増改築部分の延べ面積が同日における当該建築物の延べ面積の 2 割以上のものに限る。)</p> <p>ウ ア及びイに掲げる建築物以外の建築物の増改築の事業          当該建築物の増改築後の敷地面積が 1 ha 以上のものであり、かつ、当該建築物の増改築後の延べ面積が平成 18 年 3 月 1 日における当該建築物の延べ面積の 1.2 倍以上となるもの(当該建築物の増改築部分の延べ面積が 12,000 m<sup>2</sup>以上のものであり、かつ、当該建築物の増改築後の延べ面積が同日における当該建築物の延べ面積の 2 割以上のものに限る。)</p>
8	<p>駐車場又は資材置場の新設又は増設の事業（前項に掲げる事業に該当するものを除く。）</p>	<p>駐車場又は資材置場の用に供する土地の面積が 1ha 以上のもの</p>
9	<p>その他環境に配慮すべき必要の程度が 1 の項から 8 の項までに掲げる事業に準ずるものとして市規則で定める事業</p>	<p>(1) 豊中市土地利用の調整に関する条例第 2 条第 5 号イに該当する開発行為であって、開発区域の面積が 1ha 以上のもの</p> <p>(2) 建築物の高さが 60メートル以上のもの</p> <p>(3) 池の埋立ての事業であって、埋立ての面積が 1 ha 以上のもの</p>

※ 上記に該当する事業のうち、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 2 条第 4 項に規定する対象事業及び大阪府環境影響評価条例（平成 10 年大阪府条例第 3 号）第 2 条第 2 項に規定する対象事業を除く。